

栗山町ケアラー支援条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーを社会全体で支えるため、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

【解説】

本条例の目的は、将来にわたり、多くのケアラーが日常生活や心身の不安を抱えることなく、また、地域から孤立せず、安心して介護や看護などを行うことができる地域づくりを目指し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、ケアラーの支援に関する基本理念を定め、町の責務、町民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。
- (2) 関係機関 栗山町社会福祉協議会並びに介護、障がい者及び障がい児の支援等に関する活動を行い、当該活動においてケアラーに関わる機関

【解説】

<第1号「ケアラー」について>

本条例の支援対象とする「ケアラー」は、高齢者、障がいのある方、疾病のある方だけでなく、アルコールや薬物依存、ひきこもりなどのケアをしている方も含まれます。また、自身の家族以外の方の世話をしている場合や、家族に代わり家事や入浴、トイレの介助、さらに、幼い兄弟の世話などをする18歳未満の子どもも含まれます。ただし、業務として対価を得て行う場合を除きます。

<第2号「関係機関」について>

「関係機関」は、これまで主体的にケアラーの支援の活動を実施してきた栗山町社会福祉協議会と「介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関」をいいます。例えば、高齢者介護を行っているケアラーにとっては、地域包括支援センターや介護事業所などが関係機関に該当します。

(基本理念)

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

【解説】

介護者である子ども世代が高齢となり、介護負担がその孫世代にまで拡大している一方、共働きや晩婚化により生活様式や家族形態も多様化しています。その中で、様々な課題を抱える個人や家庭が地域から孤立し、虐待や自殺、孤独死に至るなど、助けがないまま事件となり、はじめて顕在化する例が後を絶ちません。こうした深刻な事態を未然に防ぐためには、行政機関だけではなく、あらゆる地域の人々の助け合いの意識と行動が重要です。

このため、立場の異なる人々が課題に応じてつながり、地域全体でケアラーを支援するための基本理念として次の2つを掲げました。

- ① 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように支援すること。
- ② 多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように支援すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、町民、事業者、関係機関等から前項の施策に関し意見を聴くなど、広く町民参加の機会を提供するよう努めるものとする。

【解説】

町は、ケアラーの支援に関する施策について、意見交換会や意見公募の他、多様な手法で意見を聴くなど、広く町民参加の機会を提供するよう努め、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性について理解を深め、栗山町社会福祉協議会並びに町内会及び自治会の活動等を通じて、町が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

町民は、個人としてはもちろんのこと、町内会・自治会やボランティア活動などを通じて、ケアラーの支援を進める上で大切な役割を担っています。ケアラーについて関心を持ち、ケアラーの支援に関する活動に参加することは、ケアラーを社会全体で支えるために必要不可欠であり、地域の問題や課題に取り組むきっかけにもなるため、町民の重要な役割として定めています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性について理解を深め、従業員の職業生活と介護等との両立のために必要な雇用環境を整備するなど、従業員が行う介護等の支援に努めるとともに、町が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者は、ケアラーについて関心を持ち、理解を深め、自らケアラーの支援に関する活動に参加するよう努めるとともに、「人」や「物資」、「資金」や「ノウハウ」など事業所が持っている様々な力を提供し、また、従業員が仕事と介護等との両立ができるよう事業所内の環境整備に努めるものとします。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、町が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラーの支援の必要性の把握に努めるものとする。

【解説】

関係機関は、ケアラーとの接点が多いため、ケアラーを早期に発見して支援につなげることができます。施策を実施するに当たり、関係機関に協力してもらうことが不可欠です。

関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、ケアラーの意向を尊重しながら、健康状態や生活環境など、ケアラーの状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとします。

(ケアラーの支援に関する推進計画)

第8条 町は、第4条に規定するケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、ケアラー支援推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラーの支援に関する基本方針

(2) ケアラーの支援に関する具体的施策で次に掲げるもの

ア ケアラーの支援に係る包括的な情報提供及び相談・支援体制

イ ケアラーの交流及び集いの場の設置

ウ ケアラーの支援を担う人材の育成

エ ケアラーの支援の必要性や知識を深める広報及び啓発活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を実施するために必要な事項

3 推進計画の計画期間は3年とし、毎年度、各施策の評価を行うものとする。

4 第2項第2号に規定する具体的施策は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画等に定める施策と整合性を図らなければならない。

【解説】

ケアラーの置かれている状況は多様であり、ケアラーの支援に関する施策も多岐に渡るため、ケアラーの支援に関する推進計画を策定し、推進計画の中で具体的施策を定めるものです。

推進計画の期間は3年とし、毎年度、施策の評価を行い、事業の見直しや次期の推進計画に反映させます。

(栗山町ケアラー支援推進協議会の設置)

第9条 町は、前条に規定する推進計画の策定及び各施策の評価、計画の見直し等について意見を聴くため、栗山町ケアラー支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

町は、ケアラーの支援に関する推進計画の策定及び各施策の評価、計画の見直し等を行うため、栗山町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などで構成するケアラー支援推進協議会を設置し、ケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(ケアラー支援推進計画に関する経過措置)

2 この条例の施行後第8条の規定により最初に策定するケアラー支援推進計画の計画期間は、同条第3項の規定にかかわらず、当該計画を策定した日から令和6年3月31日までとする。